



2024年9月17日

各位

会社名 株式会社 アスタリスク
代表者名 代表取締役執行役員社長 鈴木 規之
(コード番号: 6522 東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員管理統括室長 山本 和矢
(TEL. 050-5838-7864)

第三者割当による第5回乃至第7回新株予約権の発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）及びトリプルウィン株式会社（以下「トリプルウィン」といい、EVO FUND と個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第5回乃至第7回新株予約権（以下それぞれを「第5回新株予約権」、「第6回新株予約権」及び「第7回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年9月17日に発行価額の総額（2,563,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024年8月30日公表の「第5回乃至第7回新株予約権の発行及び新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割 当 日	2024年9月17日
(2) 発行新株予約権数	計11,000個 第5回新株予約権：8,000個 第6回新株予約権：2,000個 第7回新株予約権：1,000個
(3) 発 行 価 額	総額2,563,000円 第5回新株予約権1個当たり275円 第6回新株予約権1個当たり122円 第7回新株予約権1個当たり119円
(4) 当該発行による潜在株式数	1,100,000株（新株予約権1個につき100株） 第5回新株予約権：800,000株 第6回新株予約権：200,000株 第7回新株予約権：100,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれの回号についても242円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,100,000株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	676,563,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	第5回新株予約権：当初行使価額550円 第6回新株予約権：当初行使価額700円 第7回新株予約権：当初行使価額1,000円 (1)いずれの回号の本新株予約権についても、2025年3月17日以降、当該回号の本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、当該行使価額は、当該取締役会の決議を行った日の直前取引日（同日に株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通

	<p>株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。)における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合(第5回新株予約権、第6回新株予約権又は第7回新株予約権のいずれかの回号について初回の行使価額の修正が行われる場合を除きます。)、②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除きます。)には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。なお、上記①に関して、本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過している場合であれば、本新株予約権の全ての回号又はいずれか二つの回号について、同日に行使価額の修正を決議することは可能です。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第5回新株予約権：EVO FUND 6,400個、トリプルウィン 1,600個 第6回新株予約権：EVO FUND 1,600個、トリプルウィン 400個 第7回新株予約権：EVO FUND 800個、トリプルウィン 200個</p> <p>なお、上記の配分については、EVO FUND及びトリプルウィンから、引受け可能な数量について提案を受け、当社にてそれぞれの保有方針を勘案の上、決定いたしました。</p>
(8) 権 利 行 使 期 間	<p>2024年9月18日(当日を含む。)から2027年9月17日(当日を含む。)までとします。</p>
(9) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する買取契約をそれぞれ締結しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上